

男女共同参画市民意識等調査分析業務

プロポーザル実施要領

令和7年5月

真庭市役所生活環境部くらし安全課

1 事業概要

(1) 目的

本業務は、市民を対象とした女性の活躍に関する意識調査の結果を分析し、併せて国・県における最新の政策動向を把握したうえで、本市における女性活躍推進に資する施策の方向性を検討・提案するものであり、第5次真庭市男女共同参画基本計画の策定に向けた基礎資料の作成を支援するものである。

本業務では、ジェンダー平等や女性の社会参画等に関する知見、政策動向に関する把握力、調査分析力に加え、本市の実情を踏まえた現実的かつ効果的な施策の提案が求められる。そのため、業者の専門的知見、経験や実績に加え、提案内容の質を評価する必要があるため、プロポーザル方法を採用する。

このため、必要な手続き、要件及び審査方法等について定める。

(2) 業務名

男女共同参画市民意識等調査分析業務

(3) 業務内容

男女共同参画市民意識等調査分析業務（別紙仕様書のとおり。）

(4) 業務期間

契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

2 業務に要する費用（予定価格）

4,290,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）以内

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 団体又はその代表者が契約を締結する能力を有さない者及び破産者で復権を得ない者でない者。
- (3) 会社更生法に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) 本業務遂行に必要な知識・経験・技能等を有し、かつ、事業目的の達成及び事業計画の遂行に必要な組織及び人員、必要な各種法令に基づく許可等を有している者。

4 日 程

- | | |
|----------------|----------------------------|
| (1) 公告 | 令和7年5月13日（火）真庭市ホームページ掲載 |
| (2) 質問受付締切 | 令和7年5月26日（月）午後1時まで（必着） |
| (3) 質問回答 | 令和7年5月30日（金）※予定 |
| (4) 参加申込書受付締切 | 令和7年6月2日（月）正午まで（必着） |
| (5) 企画提案書等受付締切 | 令和7年6月12日（木）午後3時まで（必着） |
| (6) 選定審査 | 令和7年6月20日（金）※予定 |
| (7) 審査結果の通知 | 選定審査後、速やかに通知する。 |
| (8) 審査結果の公表 | 選定審査後、速やかに真庭市ホームページにて公表する。 |
| (9) 契約締結 | 最優秀提案者と協議のうえ締結する。 |

5 参加申込

本プロポーザルに参加する者は、次のとおり参加申込書を提出すること。

(1) 提出書類各1部

- ① 参加意思表明書【様式1】
- ② 登記簿謄本又は履歴(現在)事項全部証明書
- ③ 財務諸表等の写し
- ④ 直近年度の県税、市税の納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- ⑤ 真庭市暴力団排除条例に係る誓約書【様式2】

(2) 提出期限

令和7年6月2日（月）午後3時まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（宅配便も可。以下「郵送等」という。）により提出すること。

持参の場合の受付時間は、開庁日の午前9時から午後5時までとする。（提出期限日は、午後3時まで。）

なお、郵送等で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(4) 提出先

〒719-3292 真庭市久世 2927 番地 2
真庭市生活環境部くらし安全課

6 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

質問書【様式3】により、メールにて提出すること。

※メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

送信先.kurashianzen@city.maniwa.lg.jp

(件名.プロポーザル(男女共同参画)の質問について)

(2) 提出期限

令和7年5月26日(月)午後1時まで(必着)

(3) 提出先

真庭市生活環境部くらし安全課

(4) 回答予定日

令和7年5月30日(金)

質問者の名前を伏せて市公式ホームページに掲載

※質問書への回答は、本実施要領の追加または修正として取扱うものとする。

7 企画提案書等の作成及び提出

(1) 提出書類・必要部数

A4 横長、横書き、片面印刷で左綴じ(クリップ止め)とし、企画提案書(様式4)と共に正本を1部、副本を6部提出すること。

①提案書【様式4】

②実施体制各種調書及び企画提案書等

ア 会社概要【様式5】

イ 技術者の概要【様式6】

ウ 業務実績調書【様式7】

※類似事業を企画運営した実績についてその内容や成果物等が分かる資料を添付すること。

エ 担当技術者調書【様式8】

オ 技術責任者の経歴及び実績等調書【様式9】

カ 企画提案書(任意様式)

キ 見積書…【様式10】積算根拠となる内訳書(貴社任意様式)を添付すること。

(2) 作成要領

別紙「男女共同参画市民意識等調査分析業務仕様書」参照。

(3) 提出期限等

① 提出期限：令和7年6月12日(木)午後3時まで(必着)

② 提出場所：真庭市生活環境部くらし安全課

③ 提出方法：持参又は郵送等によること。なお、郵送等で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

④ 留意事項：提出期限までに提案書の提出がない場合は、本プロポーザルへ参加を辞退したものとみなす。

(4) その他

- ① 提出書類の提出は1者（社）1提案とする。
- ② 提出書類を受け付けた後の追加及び修正は原則として応じない。

8 審査方法

業務の履行に最も適した契約の相手方となる候補者を、厳正かつ公正に決定するため、審査会要領を別に定め、「男女共同参画市民意識等調査分析業務プロポーザル審査委員会」で審査を行う。

プロポーザルの審査方法は以下のとおりとする。

(1) 審査（書類、プレゼンテーション、質疑応答等による審査）

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を下記に示す審査基準に基づき審査し、その内容により得点を加減し、評価点数が最も高い者を候補者とする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの方法

提案書を提出した参加者は、別途くらし安全課が指定する日時（令和7年6月20日（金）を予定）に指定された会場においてプレゼンテーションを行い、引続き質疑応答を行う。

- ① 説明時間は1社あたり15分以内とし、質疑応答時間は10分以内とする。
- ② 出席者は1社あたり3名以内とする。

また、指定する時間までに会場外の指定場所にて待機するものとする。

- ③ 説明に際し、プロジェクター等の機材の使用を認めるが、真庭市からは、プロジェクター、スクリーン及び延長コード以外の機器の貸し出しは行なわない。

(3) プロポーザル選定結果等の公表

契約候補者を特定した場合は、速やかに市公式ホームページで情報を公表する。公表する内容は、全ての参加業者を明らかにし、契約候補者以外の得点が特定されないように配慮して得点を公表。

9 審査基準及び配点

審査基準は次のとおりとする。

審査基準（予定）（計110点満点）

(1) 事業者評価 20 / 110点

| | 大項目 | 中項目 | 選定基準等 | 配点 |
|---|------------|-------------|---|----|
| ① | 会社概要 | 会社概要は適正であるか | 事業者として業務を完了することができる専門的知識を持った人員を配置しているか。 | 5 |
| ② | 同種・類似業務の実績 | 事業者の業務実績 | 同種・類似業務の実績があり、業務の確実な実施が見込まれるか。 | 5 |

| | | | | |
|---------------|----------|--------------------|-----------------------------|-----------|
| ③ | 管理技術者の実績 | 予定する管理技術者の必要な知識・経験 | 配置予定の管理技術者は同種又は類似業務の実績があるか。 | 5 |
| ④ | 担当技術者の実績 | 予定する担当技術者の必要な知識・経験 | 配置予定の担当技術者は同種又は類似業務の実績があるか。 | 5 |
| 事業者評価計 | | | | 20 |

(2) 見積額評価 10 / 110点

| | 大項目 | 中項目 | 選定基準等 | 配点 |
|---------------|-------|---------|--|-----------|
| ⑤ | 提示見積額 | 見積金額の評価 | 見積金額について相対的に評価する。 ※最低価格を満点として、その割合で案分して評価 算定式：配点10点×(最低価格÷提案見積金額) 小数点以下切り捨て | 10 |
| 見積額評価計 | | | | 10 |

(3) 提案内容の評価 50 / 110点

| | 大項目 | 中項目 | 選定基準等 | 配点 |
|-----------------|------|------------|---|-----------|
| ⑥ | 取組方針 | 実施方針・実施フロー | 仕様書に基づき、業務の目的や内容の理解度、具体的な実施方針が示されているか。 | 10 |
| ⑦ | 作業工程 | 作業スケジュール | 作業工程が具体的で、進捗状況の管理等、業務を円滑・確実に実施することが期待できるか。 | 10 |
| ⑧ | 整合性 | 関連計画との整合性 | 真庭市総合計画等の関連計画を踏まえた提案であり、業務目的と整合性が取れているか。 | 10 |
| ⑨ | 独自性 | 企画・提案の独自性 | 本市の現状、課題等を適切に捉え、基本を押さえつつ、独自性の高い企画提案がされているか。 | 10 |
| ⑩ | 実現性 | 企画・提案の実現性 | 類似実績の提示など、提案内容の実現性が感じられる説得力のある提案であるか。 | 10 |
| 提案内容の評価計 | | | | 50 |

(4) プレゼンテーションの評価 30 / 110点

| | 大項目 | 中項目 | 選定基準等 | 配点 |
|----------------------|-----------|-------------|--|-----------|
| ⑪ | プレゼンテーション | 取組姿勢 | 提案資料について、的確な文書表現、作図等の創意工夫、重点箇所の整理方法等はわかりやすく、業務に対する意欲や熱意が感じられ、提案に説得力があるか。 | 10 |
| ⑫ | | コミュニケーション能力 | プレゼンテーションはわかりやすく、質疑に対しての応答が適切か。 | 10 |
| ⑬ | | 提案内容の魅力度 | プレゼンテーションの内容に魅力や期待を感じることができたか。 | 10 |
| プレゼンテーションの評価計 | | | | 30 |

10 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類提出があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

11 契 約

候補者決定後、随意契約に係る協議を行う。協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行うものとする。

12 その他留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提案を失格とする。
- (2) 提出書類は返却しないとともに、審査以外には提出者に無断で使用しない。
- (3) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (4) 評価点が同点の者が2者以上いる場合の順位は審査委員会が審議して決定する。
- (5) 提案者が1者の場合、本プロポーザルは成立するものとするが、選定方法は審査委員会で決定する。
- (6) 審査経過については公表しない。また、審査結果に対する異議申し立ては、これを受け付けない。

13 担当部署（提出・問合せ先）

真庭市生活環境部くらし安全課（担当：木田）

〒719-3292 岡山県真庭市久世 2927 番地 2

TEL0867-42-1017 FAX0867-42-7455

E-mail kurashianzen@city.maniwa.lg.jp